

災害時等における救援活動の協力に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と、株式会社ヤマザワ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、新庄市域において地震、風水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）又は発生するおそれがある場合の被災者等（帰宅困難者及び地域住民を含む。以下同じ。）の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（1） 乙は、乙の店舗及び関係機関（以下「店舗等」という。）において保有する飲料水、食糧及び生活物資等（以下「物資等」という。）を提供すること。

（2） 乙は、店舗等において、被災者等に対し、甲の広報やテレビ、ラジオで知り得た災害情報を提供すること。

（3） 乙は、避難場所等として駐車場・トイレを一時的に提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の要請は、救護活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、原則として乙の指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資等の確認を行い引き取るものとする。

3 乙は、引渡し場所において、生活物資等受領確認書（様式第2号）を受け取るものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定により救援活動の協力を要した費用（以下「救援活動の費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 救援活動の費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から救援活動の費用等に係る請求があったときは、災害発生による混乱が沈静化した後、すみやかに支払うものとする。

（通知及び連絡体制）

第6条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。

3 乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制を把握し、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年12月12日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長

山科朝則

乙 山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマザワ

代表取締役社長

古山利昭